

研究ノート

T.ギルバートの救貧法改革論(1781年)について

上 掛 利 博

Ⅰ はじめに

Ⅱ ギルバートの救貧法改革の意図

- (1) ギルバートの課題
- (2) 第1法案「貧民のより良い救済と雇用のための法案」について
- (3) 第2法案「懲治院に関する現在の法律を改正し、より有効にするための法案」について
- (4) 第3法案「浮浪者、流れ者、こじき、ならびに他の怠惰かつ治安を乱す者に関する各法律を改正し、より有効にするための法案」について
- (5) ギルバートの全体構想

Ⅲ ギルバート法案の内実

- (1) 貧民の区別と対策
- (2) 救貧行政の改革

Ⅳ む す び

Ⅰ はじめに

トーマス・ギルバート (Thomas Gilbert, 1720-1798) は、イギリス産業革命期の救貧法改革家として知られており、また、ジョージ3世治世第22年法律第83号 (22 George III. c. 83) は、法案の提案者である彼の名を冠してギルバート法 (Gilbert's Act) と呼ばれている。本稿は、1782年のギルバート法制定の前年にギルバートが出版した *Plan for the Better Relief and Employment of the Poor; for Enforcing and amending the Laws respecting Houses of Correction, and Vagrants; and for Improving the Police of this Country. Together with Bills intended to be offerd to Paliament for those Purposes*. London, 1781. (『貧民のより良い救済と雇用のための、懲治院及び浮浪者に関する法律の実施と改訂のための、そして英国の治安を向上させるための計画。』これらの目的のため議会に提出する予定の

法案付』以下、*Plan* と略記する)を取りあげて紹介する。この著作は、本文139ページ、補遺38ページから成っている。3つの法案を含む本文には、31ページにわたる長文の「読者へ」(To the Reader)が付されているが、これは、わが国の研究史において、これまでほとんど言及されたことのない史料である。¹⁾本稿は、この「読者へ」の検討によって、3つの法案によるギルバートの救貧法改革プラン全体の意図を明らかにすることを課題とする。

ギルバートは、1720年にイングランド中部 (Midlands) のスタッフォードシャー (Staffordshire) で生まれている。²⁾1745年からガウアー卿 (Lord Gower) の地所管理人 (land-agent) を長い間つとめ、そして、1763年から1795年まで32年間にわたり下院議員であった (最初は、Newcastle-under-Lyme, 1768年からは Lichfield から選出された)。³⁾ギルバートは、地方がかかえる諸問題に精通しており、いなかの教区 (rural parishes) の実務について詳細な知識を持っていた。政治家としてのギルバートは、グランド・トランク運河 (Grand Trunk Canal) の発起人になるなどイングランド中央地域に計画された運河の開発を援助したり、公道 (highway) の改善に関する一般的法律を提出したり (不成立)、中部諸州の道路に関する地方法を多数通過させるのに成功するなど、「公共事業」を推進することに力を注いでいる。けれども、彼が議員となった直後から熱中し、最もエネルギーであったのは、救貧法の改革をめぐる活動においてであった。

ギルバートは、その生涯のなかで、救貧法の改革に4度かかわっている。最初は、議員となった2年後の1765年に彼が提出した法案 A Bill for the better Relief and Employment of the Poor, within that Part of Great-Britain called England (大英帝国のイングランド地域内における、貧民のより良い救済と雇用のための法案)である。この法案は、労働能力ある貧民を収容するための「強制労役所 (Work House)」, 病人や労働能力のない者を収容するための「救貧院 (Hospital)」, 怠惰で秩序を守らぬ者を収容するための「矯正院 (House of Reformation)」, を「貧民院 (Poor House)」の3部門として創設し、全ての貧窮児童と全ての貧民を収容しようとするものであった。⁵⁾そのために、ハンドレッド (郡) のような大きな地域で教区を連合することができるとしていた。1765年法案は、下院を通過したが、上院において、Poor House の建設に多大の支出を伴う点でメリットがないとされ、66票対59票の差で却下されている。⁶⁾

その後、1775年に、ギルバートが主要メンバーとして加わった庶民院の救貧法委員会⁷⁾が2つの報告を行なっている。そこでは、突然の病気、疾患、その他の不可避的な原因

によって、自らの労働により自分自身とその家族を養うことができなくなった、従順で勤勉な貧民（orderly and industrious Poor）に対して、一時的な救済（temporary Relief）が認められている。⁸⁾けれども、法案は提出されていない。

ギルバートが救貧法改革にかかわった3度目が、本稿で検討する1781年の3つの法案——(1) A Bill for the better Relief and Employment of the Poor.（貧民のより良い救済と雇用のための法案）、(2) A Bill to amend, and render more effectual, the Laws in being relating to Houses of Correction.（懲治院に関する現在の法律を改正し、より有効にするための法案）、(3) A Bill to amend, and render more effectual, the several Laws in being relative to Rogues, Vagabonds, Beggars, and other idle and disorderly Persons.（浮浪者、流れ者、こじき、ならびに他の怠惰かつ治安を乱す者に関する各法律を改正し、より有効にするための法案）——である。(1)と(2)は、1782年にそれぞれ法律として制定されている（22 George III. c. 83. An act for the better relief and employment of the poor, いわゆるギルバート法。および 22 George III. c. 64. An act for the amending and rendering more effectual the laws in being relative to houses of correction）。(3)は、第一読会に提出され、第二読会、委員会、第三読会と検討されたものの、廃案となっている。

さらに、ギルバートは、1787年にも救貧法案を提出して彼のプランをより完成させようと努めている。これは、1765年法案のようなハンドレッド（郡）全体もしくはたくさんの教区からなる大きな区域ではなく、3～13ぐらいの教区を連合させたより小さな区域の教区連合（union of parishes）を提案したものであったが、法律にはならなかった。また、教区基金（parochial funds）からの助成金で友愛組合（friendly societies）の設立を奨励するという彼の案は、1793年のローズ法（33 George III. c. 54. An Act for the Encouragement and Relief of Friendly Societies）¹⁰⁾の制定において生かされたとされている。

ところで、産業革命期——それは同時に、いわゆる「議会制囲い込み」（Parliamentary Enclosure）と農業技術の改良による農業革命期でもあった——の救貧法の特色を示すものとして、ギルバート法とならんで取りあつかわれるものに、スピーナムランド制（Speenhamland system）¹¹⁾がある。18世紀の後半は、囲い込みによる大量の失業者の発生だけでなく、産業革命による農村家内工業の破壊が進んだ。しかも、1790年代のイギリスは凶作が続き、さらに、1793年から1815年までの22年間フランスの革命政府およびナポレオン政府と戦争状態にあり、大陸からの小麦の輸入が遮断された結果、すべての穀物価格が騰貴するなど、賃金労働者の生活困難は特に激しいものであった。こうしたなか

で、救済への要求が高まり、食糧暴動も多発するなど、「革命と凶作と戦争の危機の時代の、社会的安全弁の役割¹²⁾」を果たすものが必要となったのである。そこで、教区レベルでの行政慣行として長い前史をもつ手当制度 (allowance system) による救済がもめられ、「1790年代には、四季裁判所が全県一律的な救済ないし手当のスケールを設定した例もめずらしくない¹³⁾」とされる事態が進行した。これらのうち、1795年にパークシャー (Berkshire) の治安判事たちが、パンの価格と家族数によって必要最低生活費を算定し (bread scale)、賃金がこの額に達しない場合は不足分を救貧税から補うことを決議したものが、四季裁判の開催地の名をとってのちに「スピーナムランド制」として知られることになった¹⁴⁾。その後、スピーナムランド制は、賃金補助制度として、労働能力者 (able-bodied Persons) に対する院外救済 (Out door Relief) を認めた法律によって確認されたのである¹⁵⁾。

これに対して、マルサスの『人口論』(1798年初版) が、救貧法は「それを支えるに足るだけ食糧をふやさないで人口を増大させる」ために、教区の救済を受けない人々の生活を圧迫してますます多数の貧乏人を製造する、として救貧法の全廃をとらえたことは周知のとおりである。このことを槓杆として、1834年の新救貧法 New Poor Law (4 & 5 William IV. c. 76) が成立し、労働能力者の院外救済の禁止とワークハウス内での劣等処遇 (Less-eligibility) が追求されることになったのである。

以下では、ギルバートの1781年の3つの法案による改革プランそのものを検討し、18世紀末の世紀転換期に行われた救貧法改革の試みが、失業者の大量発生という社会的危機への対応という点でどのような意味内容をもつものであったのかを明らかにする。

- 1) わが国の研究史において、ギルバート法を取りあげてはじめて本格的に検討したものは、梅川正美「イギリス産業革命期の救貧法——ギルバート法と“名誉革命体制”——」(1)、(2) (名古屋大学『法政論集』83号, 84号, 1980年3月, 7月) である。梅川氏は、1975年より出版された *The House of Commons Sessional Papers of the Eighteenth Century*, 147 vol. によってギルバートの諸法案を検討されたが、ギルバートのこの著作にはふれられていない。
- 2) 以下の叙述は、主として、W. P. Courtney によった (*The Dictionary of National Biography*, vol. VII, 1917, pp. 1215-1216)。
- 3) 18世紀のイギリス政治史における「名誉革命体制」(Revolution Settlement) の定着に關しては、「Naimier 以後」の研究史をふまえた整理として、松浦高嶺「18世紀のイギリス」(『岩波講座世界史』第17巻, 1970年) などを参照。松浦氏は、18世紀の政治の実体は、ホイッグ対トーリーではなく、「宮廷」対「地方」の対極概念をもって解明されるべきものとされている (同稿「18世紀」青山・今井・越智・松浦編『イギリス史研究入門』山川出版社,

1973年, 159ページ)。このことに関連して, 中村英勝氏は, 「貴族・ジェントリで鉱業・運河・ドッグ・鉄道などに関係している者が多く, 地主貴族と商工業者は決して単純に階級的に対立していたわけではなかった」と述べている(同著『イギリス議会史』新版, 有斐閣, 1977年, 110ページ)。

当時の政治状況にふれておこう。1688年の名誉革命により議会主権が確立したが, 1760年にジョージ3世が即位すると, 王権回復のために宮廷費を節約して議員を買収し, 「王の友」と称される御用党を形成して議会を操縦するとともに, 官吏任免権を利用して政党の結束力を乱した。また, アメリカ植民地との紛争を激化させ, ついに独立戦争(1775～83年)を引き起こすなど, 国民の間に不満が高まっていた。そこで, 1780年に庶民院は, ダニング(John Dunning)の提案した「王のインフルエンスが増大しつつあるから, これを抑えなくてはならない」という有名な決議案を成立させ, また, 1782年には, パーク(Edmund Burke)らが提出した財政改革案が成立して多くの官職が廃止され, 年金や機密費も大幅に削減され, 王の議員操縦の手段は弱められた。そして, 1783年に青年小ピット(William Pitt, the Younger)が新内閣組織を命ぜられるのである(中村, 前掲書, 93～94ページ参照)。こうしたなかで, ギルバートは, 1778年に「アメリカ植民地戦争の間, 政府の官職および年金のすべてに25%の税が徴収されるべきだ」という提案をしたが, 否決されている(Courtney, op. cit., p.1215)。

- 4) ギルバートが仕えたガウアー卿は, ブリッジウォーター公爵(Duke of Bridgewater)の義兄弟であった。イギリスに運河時代を実現させたといわれるブリッジウォーター運河は, ギルバートの弟(John Gilbert)やブラインドリー(James Brindley)の協力で, 1776年に完成している(小松芳喬「ブリッジウォータ運河建設前史」『早稲田政治経済学雑誌』200号, 1966年を参照)。ブリッジウォーター運河の成功は, 要心深い貴族や富裕な地主や実業家を, 巨額の資本を必要とする事業に積極的に参加させる契機となり, この時代以降の大規模な固定資本を要する交通改良工事業の発展に大きく道を開いたとされている(加勢田博「貴族実業家ブリッジウォーター公」荒井他編『産業革命を生きた人びと』有斐閣, 1981年, 44ページ)。
- 5) 梅川, 前掲論文(1), 300ページ。
- 6) Gilbert, *Plan*, p.2.
- 7) 委員会の正式な名称は次のとおり。Committee appointed to review and consider the several Laws which concern the Relief and Settlement of the Poor; and the Laws relating to Vagrants; and also the State of the several Houses of Correction; within that part of Great Britain called England. (大英帝国のイングランド地域内における, 貧民の救済と定住に関する各法律, ならびに浮浪者に関する法律, さらに懲治院の状態を再審理し斟酌するために任命された委員会)。なお, 第1報告(セシル・レイ)と第2報告(ギルバート)の内容については, 梅川, 前掲論文(2), 471ページ以下を参照。
- 8) 1775年にギルバートは, 次の2冊のパンフレットを出版している。*Observations upon the Orders and Resolutions of the House of Commons with respect to the Poor.* 及び *A Bill intended to be offered to Parliament for the better Relief and Employment of the Poor in*

England.

- 9) F. M. Eden, *The State of the Poor*. vol. I, 1797, pp. 388-392. なお、1787年の法案の提出に先だって、ギルバートは3冊のパンフレットを出版している。(1) *Plan to amend and enforce the Act 23 George III.*, (2) *Heads of a Bill for the better Relief and Employment of the Poor and for the Improvement of the Police.*, (3) *Considerations on the Bills for the better Relief of the Poor, & c.*
- 10) 梅川氏は、産業革命期の救貧政策が「重層的な構造」を持つとされ、自立した生計を営めた上層の貧民を対象とする「友愛会」奨励政策（ローズ法）と、それより下層の、職のない人々や浮浪者や病人を対象とする「ギルバート法、あるいはスピナムランド制等」と理解されている（梅川、前掲論文(1)、292～293ページ）。なお、「友愛組合を当時の貧民対策の政策の一環として把握することが必要」という論点については、小山路男『イギリス救貧法史論』日本評論新社、1962年、178ページ以下を参照。
- 11) こうした理解は、J. L. and B. Hammond, *The Village Labourer*, 1911. (new edition, London, 1978, p. 109.) 以来のものとされている。
- 12) 小山、前掲書、190ページ。
- 13) 大沢真理『イギリス社会政策史』東京大学出版会、1986年、52ページ。
- 14) G. Nicholls, *A History of the English Poor Law*, 1854. vol. II, pp. 131-132. なお、「スピーナムランド決議」とスピーナムランド制度を区別して論じたものに、廣重準四郎「スピーナムランド制度成立の基礎構造」（『西洋史学』第139号、1985年12月）がある。
- 15) 1796年のウィリアム・ヤング法（36 George III. c. 23）。
- 16) T. R. Malthus, *An Essay on the Principle of Population*, & c. 1798, pp. 83-94. （高野岩三郎・大内兵衛訳『初版人口の原理』岩波文庫、66～71ページ）。

II ギルバートの救貧法改革の意図

（1）ギルバートの課題

ギルバートは、*Plan* の「読者へ」を次のような書き出しで始めている。

「エリザベス女王の治世に救貧税がはじめて制定されて以来、貧民を養う費用は、あらゆる公的及び私的慈善を除いても、徐々に増加しつづけ、少くとも年に200万ポンドに達し、そしてまだなお非常に急速に驚くべき程度で増大しており、スピーディで効果的な干渉と救済を必要している。わけても、こうした費用の増大にもかかわらず、王国の大部分で、貧民が困窮し、乞食となり、餓死しているのをまのあたりにしているからである」。

ここでは、まず救貧税の負担が非常に増大したこと、そしてその割には貧民の状態は

少しも良くなっていないこと、が指摘されている。かかる矛盾の解決こそが、ギルバートの課題であった。「その原因を調査し、この悪への対策を指摘することが、私のやってきた困難な仕事である」¹⁹⁾と彼自身も述べている。

ギルバートの処方箋は次のようなものであった。

「法律の怠慢と濫用と弛緩こそが、うたがいのなくその原因である。法律の積極的で強力的な執行の下での——それは法律の多少の修正を伴うが——労働と勤勉(Labour and Industry)こそが、その対策にちがいない」。「私の最大の目的は、働く能力のある貧民をすべて強制的に仕事につかせ、働く能力のない貧民には適切な援助を与えることによって、勤勉を推進させることであり、自堕落で手に負えない者の犯罪を厳しく罰することによって矯正させることであり、そして、適切で細心の経済(Oeconomy)によってあらゆる負担と不要な支出を防ぐことである。」²⁰⁾（傍点は筆者）。

みられるように、ギルバートがその原因として強く認識しているのは「法律の弛緩」であり、したがって、法を改正して「勤勉を推進する」ことが目的とされ、そのための方法を考えているわけである。ウェッブ夫妻(S. & B. Webb)は、ギルバート法について、良かれ悪しかれ、1601年から1834年までの間のすべての救貧法のなかで、もっとも注意深く慎重に考えられたものであり、おそらく最も強い影響を与えたと述べている。²¹⁾ それでは、ギルバートの改革案の内容は如何なるものだったのであろうか、以下にみてみよう。

前節ですでにふれたように、1765年の法案においてギルバートは、カウンティ（県）ごとに適当な数の区域(Districts)を形成し、それぞれに勤労の家(House of Industry)を建設することを提案したが、却下されている。それからの16年間に下院でなされた議事から明らかになったこととして、ギルバートは、次のことを指摘している。

「勤労の家は、近隣の尊敬されるジェントルマンによって良く管理されてきた地域では非常に成功したが、しかし他の地域では、視察官(Inspectors)が厳格でないために救貧税がしだいに増加し、不経済なものになってしまった」。「これらのハウスは建築と設備に多大の支出を伴い、成功したハウスでもある程度不安定であるのを発見し、また、現在の財政事状で大きな事業のための資金調達の困難さを知って(たとえ、大きなハウスの計画が最も望ましいものであったとしても)、私は考えを別なものに、すなわち、その目的においては同じであるが、支出の点で一層経済的であるものへと変えたのである」。²²⁾

つまり、ギルバートによれば問題は、「勤労の家」の管理が不十分であること、そし

てそれが多大の出費を伴うことであった。これらの反省に立って、今度の計画をより実用的で実行可能なものにするために、ギルバートは計画を3つの項目に分け、それぞれに法案を準備したのである。²³⁾したがって、3つの法案は多くの点で密接に関連しており、ギルバート法案の検討においては3つが全体として考察されなければならない。

なお、ギルバートは、「これらの法案は、主にいなかの教区と地域で適用される」²⁴⁾と限定を加え、ロンドン (the Metropolis) と区別している。というのも、大きな教区はたいてい、国会制定法 (Acts of Parliament) とは別の規則と訓令 (Rule and Direction) を持っているので、これらの3法案が不要であるか、わずかな程度しか効果をもたないからだと説明している。²⁵⁾当時のイギリスには、イングランドとウェールズをあわせて約1万5,000の教区があったが、その大部分は人口1,000人以下の小規模なものであった²⁶⁾(300人未満の教区が約6,700も存在していた)。そして、1601年エリザベス救貧法(43 Elizabeth I. c. 2.)²⁷⁾によって、教区レベルの強制的課税にもとづく公的救済が制度化され、治安判事の監視の下に救貧行政がおこなわれてきたのである。わけでも市民革命後の1662年法 (13 & 14 Charles II, c. 12. いわゆる定住法 Settlement Acts) によって、教区の貧民を救済する責任は国家ではなく教区にあることが明確にされてから、「教区の自由放任 (parochial laissez faire) の時代」²⁸⁾をもいうべき状態が続いてきたわけである。それゆえ、ギルバートが改革の対象にしたものは、地方の小規模な教区において全くばらばらに実施されていた救貧行政なのであった。

しかし、「いなか」に適用するとしながらも、ギルバートは、治安が悪い大都市においても、3つの法案の規定のいくつかは有益であるとし、「われわれの治安 (Police) において何らかの改善がもたらされるならば、それは世間に容易に受け入れられるにちがいない」²⁹⁾と述べている。もとより、救貧法の本質が体制維持にあることはいうまでもないが、ギルバートの3つの法案も、「治安」の点で有効であることをその目的としていたのである。

(2) 第1法案「貧民のより良い救済と雇用のための法案」について

ギルバートは、「貧民をきちんと仕事につけることこそが、第1のそして最大の目的である」³⁰⁾とおいている。そして、いなかにはわずかの労役場 (Workhouses) があるだけで、しかも、しかるべき管理者 (proper Governors) と適当な仕事 (suitable Employment)、及び、十分な注文 (good Order) がなかったために、それは往往にして貧民の憎むべき

存在になっており、また救貧税を増大させてきたとしている。

その原因について、議会は、2つないしそれ以上の教区が結合することを認めた1722年のナッチブル法（9 George I. c. 7.）が妥当であると考えたが、ギルバートは、いなかの教区の多くは小さすぎるので、労役場の維持のために必要なしかるべき管理者の支出にたえられなかったからであるとしている。そして、1722年法の目的は、結合した教区が、ある人物と貧民の維持と雇用のための請負い契約をするためであったとし、これについて以下のように述べている。

「いくつかの教区では、その権限がひどく濫用され、多くの不満を引きおこしたので、今や非常にまれにしか行使されず、そのため廃止される予定であった。しかしながら、それぞれの地域での支出を軽くするために教区を統合して労役場を供給するという考えは、王国の多くの場所で、貧民を請負いに出すことなく（*without farming them out*）通常の支出で貧民の維持と雇用を用意するために、近隣のいくつかの教区の間での合意によって、採用されてきたのである」³¹⁾

ここで明らかに示されていることは、ギルバートが、1722年法について、「請負制度」には欠陥があったものの「教区連合」については有効であったとする立場から、その改正をとえている点である。

1722年から1834年までのイギリス救貧法の特徴をなすとされる請負制度には、全貧民の維持を一まとめに（*by the lump*）請負にする場合から、労役場のみの請負まで様々な場合があった。³²⁾ 請負制度の目的は、公営の労役場の運営には極めて面倒な雑務が附属し、しかも素人の救貧委員では事業経営の才能が乏しいので、これを厄介払いして私人に競売に附し、最低の扶養費（*allowance*）を要求する者に請負わせ、併せて貧民の労働（*work, labour and service*）を利用させようというものであった。したがって、請負業者の経営の基礎は、教区から受け取る扶養費と、貧民の労働より得る利益との2つに存しており、貧民の扶養費を切り詰める一方で、その労働を搾取して最大限の利益を得ようとするので、原生的労働関係としては最悪の労働条件による就労強制が行なわれるに至り、「ワークハウス制度史上に最大の汚点を残した」と評されたのである。³³⁾ こうした請負制度を廃止することが、ギルバートの第1の意図であった。そして、そのためには適切な数の教区が連合して、ギルバートのめざす「ワークハウス体制」を構築するべきだと考えていたのである。

次にギルバートが問題にしたのは、後にウェッブ夫妻によって「混合労役場」（*general*

mixed workhouse) として指摘された点であった。³⁴⁾ ギルバートによれば、一般に 労役場 (Workhouses)³⁵⁾ には、老人、子供、病弱者、病人、自堕落な者、放蕩者などいろんな種類の人間が収容されており、彼らには仕事がなく、それゆえ描きたい混乱と無秩序と困窮とが発生していると認識されていた。そこでギルバートは、³⁶⁾ 「貧民を区別する (classing the Poor) という方法」を導入したのである。すなわち、③「自己の労働によっては自分自身を維持することができない老人 (Aged)、病弱者 (Infirm)、無能力者 (Impotent) 以外は、何人も救貧院 (Poor-house) に収容しないこと。他の者は、彼らがなしうるだけの仕事で雇用される (be employed) べきである」、④「働く能力が十分あり、かつ働く意志がある者 (completely able, and willing to labour) は、彼らに仕事を得ることのできる場所で貸し出される (be hired out) べきである」、⑤「怠惰で自堕落な者は、懲治院 (House of Corection) で重労働に処される (be kept to hard Labour) べきである」、⑥「子供の貧民は、未熟なあいだはしかるべき人物の下へ置かれ、使用人 (Servants) または徒弟 (Apprentices) としてふさわしい年令になるまで十分監督されるべきである」というように4種類に分類している。かくして、このような貧民の区分による配置のもとでは、「大規模で費用のかかる建物は不要となり、貧民はより少ない費用で収容されるであろう³⁷⁾」というのがギルバートの見通しであった。

注目されることは、ギルバートは「労役場」の改革にあたり、労働能力のない者だけを「救貧院」に収容し、労働能力のある者のうち「働く意志がある者」については院外に貸し出して働かせ、それに従わない「働く意志のない」怠惰な者は「懲治院」に収容して重労働につけるというように、働く能力に加えて「働く意志」³⁸⁾ によって貧民を厳密に区別したことである。したがって、労働能力と意志のある者については、教区が雇用を保障し、それに従事する間、または仕事が見つかるまでの間、貧民の生活は保障されることになったのである。こうした「貸出し制」³⁹⁾ を含む「ワークハウス体制」のもとで院外救済は計画されていたのである。

第3に、ギルバートは、在宅の方が望ましい「院外の貧民」への週手当の支給について次のように述べている。

「自分自身の住居（もし持っているのであればが）に居た方が良いと思われる貧民、もしくは、友人ないし親類のもとに置かれた方が良いと思われる貧民に関しては、この法案は、彼らの境遇や状態に適合した週手当 (weekly Allowances) を与えるという点で、裁量範囲を残している。こうしたケースにおいてはすべて、貧民が就くことができるよう

な仕事からの利益 (Benefit) を貧民を預かる人物が得ること、そして週ごとの支払 (the weekly Pay) が適切に定められることが認められている。「私が思うに、行ないが潔白でかつ要求も穏健である貧民を、救貧院 (Poor-house) に送ることなく適切な救済を与えるようにするための努力がなされるべきであるが、そうした院外の貧民 (Out-poor) の配置と管理においては、査察官 (Visitors) 等々によって最大の注意がなされねばなら⁴⁰⁾ない。さもなければ、大量の詐欺やべてんにまでも門をあけることになるだろう」。

このように、ギルバートは、救貧院に収容する貧民を制限して救貧院の小規模化をはかり費用を節約する意図から、在宅の貧民を認めており、それに対して週ごとに手当を与えて査察官などによる管理を強化することを強調したのである。すなわち、「院内救済」を労働能力のない者に限定し、在宅保護と貸出し制という「院外救済」とあわせて「ワークハウス体制」の確立をめざしていたわけである。労役場の悲惨な状態を改善したいというギルバートの目的（人道主義者といわれるゆえんである）のうちには、救貧費用の節約と貧民の管理強化という支配の意図が貫かれていたのである。

第4に、ギルバートは、救貧委員 (Overseers) が頼りにならないことを問題にしている。彼によれば、この法案の実施は救貧委員の能力に依存しているわけだが、その職に任命された者が概してあまり信頼できないことは嘆くべきで、「貧民の困窮および膨大な支出の大部分はこの原因による」のであった。教区役員 (Parish Officers) は、教区資金の運用において適確さを欠いている。不幸なことに、適切な人物がみつからない教区もあり、また素人を任命するのも喜ばしいことではない。そこでギルバートは、以下の方法を提案している。すなわち、教区会 (Vestory Meeting) で「貧民保護官」(Guardian of the Poor) を新たに任命し、教会委員 (Churchwardens) および救貧委員 (Overssers) の職務を、課税、徴収、支払いをのぞくすべての面でまかせる。貧民保護官は、1年間の試用期間の後に、有能であると認められると、俸給 (Salary) をもらって職務を続けることができる。⁴¹⁾

第5に、ギルバートは、「子供達の生活とモラル」の問題が最も重要であるとしている。というのは、それは彼らが成人してからの善悪の習慣を決定づけるからであり、個人の幸福と勤勉の推進、及び救貧税の将来の軽減のために大きく寄与するであろうからである。⁴²⁾このように、ギルバートは、世代間の交替という長期的な視点から貧民の子供の問題を提起しているが、これらもすべて救貧税の削減という目的のためなのである。

第6に、ギルバートは、慈善 (Charities) に注目して、その効果的な運用の必要につい

て提案している。これまで慈善の多くは隠れて行なわれてきたために、たいていは誤用され有効に使われてこなかったとして、ギルバートは1777年に、教区の牧師と教会委員が貧しい人々の利益になるように寄付金を用いることに関する法案を提出したけれども、貴族院を通らなかった。そこで、この法案において、慈善で集まった資金を厳格に運用することによって、カウンティごとに貧民のために病院 (Hospital)、学校 (School)、養成所 (Seminary) を設置することができると主張している。⁴³⁾

第1法案についての説明の最後に、ギルバートは「定住法」について言及している。⁴⁴⁾ すなわち、これまで訴訟の主要な原因になってきた定住 (Settlements)、証明書 (Certifications)、および 恤教貧民の移動 (Removal of Paupers) に関する法律については、今日では、これらの問題を審理する法廷の議長を立派につとめるすぐれた貴族によって強い留意と賢明な決定がなされているのでうまく調停されており、改正の必然性は非常に減少しているとして、「それゆえ私は、将来の物議をかもしだすようないかなる変更も慎重に避けたのだ」としている。その上で、ギルバートは、証明書法から生じている不便を防ぐための規定が浮浪者法案 (Vagrant Bill) の中にあるが (第3法案の「保証書」制のこと)、それは法律を改正することなく良い結果をもたらすであろうと述べているのである。⁴⁵⁾

そして、ギルバートは、教区によって使用人ないし徒弟に出されていた貧民で品行方正な者の結婚を奨励する規定を、この法案に取り入れても良いとしている。そうして、結婚にあたっては、彼らの出身の教区内または近くの地域で、荒地地もしくは共有地の一部を彼らに割り当てること、そして、小屋 (Cottage) を建て仕事に就くために必要なまとまったお金を彼らに支給することなどによって、「こうした者達の良い習慣への大きな刺激になるだろうし、勤勉に一層寄与し、そして救貧税を引き下げるであろう」と結んでいる。⁴⁶⁾

つまり、ギルバートは、勤勉な貧民に対しては、彼らの出身の教区内またはその近くで荒地か共有地を割り当て、小屋を建て仕事に就かせるとしたように、農業労働力として定住させることを意図していたのであり、これが、彼の目的とする「勤勉の推進」の内実であった。

(3) 第2法案「懲治院に関する現在の法律を改正し、より有効にするための法案」について

ギルバートは、この第2法案について、「他の2つの法案の規定を実施するために最

も不可欠なもの」⁴⁷⁾としている。3つの法案は、多くの点で関連しているわけだが、特にこの懲治院（House of Correction）に関する法案が“かなめ”の位置を占めているのであり、このことがギルバートの救貧法改革プランに持つ意味は重要であると思われる。

ギルバートは、懲治院に関するこれまでの法律（7 James I. c. 4., 17 Geo. II. 5. sect. 31.）が一般にひどく無視されてきたことを指摘している。彼によれば、懲治院の大部分は、ビールやワインや蒸溜酒を売る者によって管理されており、囚人（Prisoners）は、秩序も規律もなく、性別もしくは犯罪による区別もなく一緒に収容されており、そして大部分は仕事も与えられていない。囚人の友人や知人は彼らに面会できるし、そして管理者や看守が彼らに酒を提供することは割に合うのである。したがって、「彼らが引き渡された目的、すなわち重労働はほとんど留意されなかった」⁴⁸⁾のである。それゆえ、これらの懲治院の現状では、「たまたまひとりが他の者より一層身持ちが悪い場合、彼はじきに残りの者を墮落させ、そして各人は懲治院に入ってきた時よりも一層墮落した心で家へもどる」ことになっていたのである。

こうした実状をふまえたギルバートは、以下の点を法案にもり込んでいる。すなわち、④治安判事によって、すべての懲治院の実態が直接調査されるべきこと、⑥古い建物を新しく改築して大きなものにし、罪の種類と刑罰の程度によって囚人を区別すること、⑦男女に別々の居室を作ること、④労役（Employment）のために都合のよい部屋を作ること、⑥管理者や看守を適切な拘束のもとにおいてビールや他の酒類の販売を禁ずること、④そこへ送られた者達を、その目的に最も適した仕事に就け、そして彼らの間に礼儀と秩序が保たれるように適切な規則と指図を定めること⁴⁹⁾、である。

以上のように、ギルバートは、懲治院の改革こそが貧民対策のあらゆる基礎であるとし、働く能力がありながら働かない自堕落な者に対しては、囚人として重労働が与えられるべきであるとしている。そうして、治安判事による調査や囚人の区分、厳格な運営規則を定めることなどによって、懲治院を合理的に管理運営する必要を強張しているのである。

（４）第３法案「浮浪者、流れ者、こじき、ならびに他の怠惰かつ治安を乱す者に関する各法律を改正し、より有効にするための法案」について

第３法案について、ギルバートは、「他の２つの法案と密接に結びついており、非常に強力に働き合う」⁵⁰⁾としている。

ギルバートによれば、ジョージ2世治世第17年(1744年)の法律(17 Geo. II. c. 5.)は今まで厳密に実施されておらず、懲らしめのため笞打たれる罪人が、笞打たれる以前に自分の待遇を知らされ「自発的に」(voluntarily) 各自の職にもどる機会を持っていることは「人間性の原理」にふさわしいようにみえる。そして、彼らを罰するよりは害悪を防ぐことの方が、この国の風土および法の精神によりふさわしいともされている。だが、ギルバートは、このような人道的 (Humanity and Benevolence) 法律は、絶望状態で放浪し⁵¹⁾ 新たな犯罪を重ねている多くの罪人の心に、良い影響を与えはしないと断言している。つまり、ギルバートは浮浪者等の罪人を「人道的」に扱うよりも、この法案の規定によって、ただちに厳しく笞打つことの方が、彼らのためであるとしているのである。

次に、ギルバートは、ここでもやはり法と機構の整備に留意している。たとえば、犯罪者を判事 (Magistrate) に引き渡すまで留置する場所に関する規則をもうけて、犯罪者の逃亡を防ぐとともに、一般に行なわれていた酒場 (Public Houses) での拘留をやめて費用を節約すること、また、犯罪者をより早く逮捕するために、すべての巡査 (Constable)⁵²⁾ と保安官 (Peace officer) の名前と住所を通知する、という規定などである。さらに、ギルバートは、犯罪者をひきつづき巡査のもとに拘留するための一般的逮捕状 (General Search Warrants) がないこと、巡査の職務が適正であるかどうかを監視する適切な人物がいなかったことによって、浮浪者たちがしばしば行く酒場や宿屋 (Lodging-houses) で虐待されているとし、このことが、放浪を奨励し、浮浪禁止法を無効にしているという認識に立って、これらの悪弊を直すための条項を法案の中にもうけている。また、ギルバートは、「通過する浮浪者」(passing Vagrants) というかたちで定住法の網の目をくぐってさかに行なわれていた詐欺についても言及して、こうした濫用を防ぐための規定を⁵⁴⁾ もうけている。このように、法律を十分配慮されたものにし、あわせて合理的な機構を整備するところに、ギルバートの真骨頂をみることができるのである。

第3に、ギルバートは、貧民の雇用をすすめるための「保証書」(Testimonials) を制度化している。ギルバートによれば、王国の多くの地域で、貧民は慣れ親しんできた職種での雇用がないという事態に遭遇し、彼らが住んでいる近くでそうした種類の職業に就くことは全くできないでいるが、それに対して教区役員たちは、貧民がそうした仕事をみつめることができる場所へ移る場合、その貧民が救済を必要とするようになったときにもとの教区が責任をもつという証明書 (Certificates) を与えることを、将来自分の教区に負担をかけるのではないかと懸念して、拒絶しているのである。というのは、現行

⁵⁵⁾法では、「証明書持ち」(certificate Persons) の貧民は、年10ポンドの借地の保有ないし1年間教区で公務 (public annual Office) につくこと以外による定住権 (Settlements) の獲得が制限されていたからであった。これらの不都合を改善するために、ギルバートはこの法案において、牧師および教会委員、ないしは救貧委員が与える「保証書」によってそうした貧民が雇用を得ることのできる場所へ移動することを可能にする規定をもうけている。これらの保証書は、「定住に関しては無効であるが、浮浪一般を防ぐために距離と期間について制限されており、また彼らの居所を教区台帳 (Parish Books) に記載する」というものである。かくして、ギルバートは、この方法が全教区で正しく執行されるならば、この国の治安をさまたげ混乱させている悪弊の最大の原因である「一般的浮浪」(general Vagrancy) をふせぐことができるとしている。⁵⁶⁾最後に、ギルバートは、アイルランド人などの移民労働力について言及している。すなわち、アイルランドないしスコットランドから刈り入れ期 (Harvest) に働きに来る男女は、到着したイングランドの教区において移民の保証書を受けること、もし限られた範囲や期間を越えて滞在したりすれば浮浪者として逮捕されるべきであると規定したのである。

すなわち、労働力移動という点にかかわって、ギルバートが意図していたことは、18世紀末の議会制囲い込みによって生み出された貧民を、浮浪者にならないように厳罰に処して治安を維持することであった。それゆえ、居住地で仕事をみつけれない貧民には、移動する距離と期間を制限した（1年を越えてはならないとされている）保証書⁵⁷⁾を与えるとして労働力の移動を認めたものの、それを破った者は浮浪者とみなして逮捕するとしているのである。また、アイルランド人などの移民労働力について刈り入れ期の労働であると明言していること、さらに、北部工業地帯のスコットランドからの移民をも含めていることなどから、ギルバートがその際に念頭においていたのは農業労働力であることが指摘できるのである。

（５） ギルバートの全体構想

ギルバートは、彼の3つの法案が制定法となって、彼の意図した改革が行なわれたあかつきには、救貧税は大幅に減少し、救貧法の他の部分は不要になり、将来的には統合されるか廃止されるかもしくは変更されるであろうと自負している。しかしながら、あくまでも慎重に「これらの法案は、現行法にもとづいており、その実施に役立つ変更を加えたものであり、異議を唱えられるような新たな内容は含んでいない」⁵⁸⁾とことわって

いる。そうして、「読者へ」の最後に、以下の点に言及している。

第1は、公共事業の推進による雇用の確保についてである。ギルバートは、これらの3つの法案が、「多くの遊んでいる人手」(many idle Hands)を「労働と勤勉」(Labour and Industry)へと導くことによって最も良い結果を生むことを意図しており、陸軍と海軍へ新兵を補充すること、そして、われわれの商工業(Trade)と農業を発展させることを意図したとしている。⁵⁹⁾つまり、ギルバートは貧民の問題を生産の問題と結びつけているのである。

このことに関して、ギルバートは、除隊した兵士と水兵を雇うための計画があらかじめ協定されておくべきことを主張している。⁶⁰⁾職種としては、有料道路(Turnpike)や他の公道(public Roads)の建設をあげて、国家が最大の利益を引き出すことのできる仕方⁶¹⁾で彼らを雇うことを述べている。いわば、公共事業による失業対策ともいえるべき内容のものである。ギルバートはここでも法律を問題にしており、かなりの数の人手をこの国のために有益なかたちで雇う案として、まず、「土地排水に関する法律」(Act for a general Drainage of Lands)が必要であるとしている。そこでは、排水工事に伴う費用や将来にわたって排水路を維持する費用は、土地所有者と借地人がそこから得る利益に応じて割り当てるとされ、受益者負担の原則が示されており、また、その担い手として適切な委員を任命することが述べられている。そうして、さらに、「荒地の囲い込みと耕作を奨励する」⁶²⁾ためにもう一つの法律が必要であるとしているのである。

第2は、法律を平易にする立法上の改善についてである。地方行政の責任は、「治安判事」(Justice of Peace)の肩にかかっていたが、彼らは「素人の裁判官」⁶³⁾であって、「無給の名誉職」であったから十分に機能していたとはいえない。それゆえ、ギルバートの救貧法改革プランに対して、3つの法案の計画が正しいことは明らかであるが、しかしながら治安判事がそれを実施するために力を尽くすことはないだろう、という批判⁶⁴⁾があったとギルバートは述べている。

そこでギルバートは、治安判事対策として、一方では、彼らの功績をたたえ苦勞をねぎらいながらも、他方では、財産と能力のあるジェントルマンが治安判事の職につくの⁶⁵⁾を断わっている原因を指摘し、それは「法律の難解さと混乱」のためであるとしている。したがって、法律をできるだけ簡単でわかりやすいものにするために、①議会の会期中に、あらゆる公共関係法律案(Public Bill)の検査に携わらせ、休会中に特定の項目の法令を集めて熟考し、多数のものを1つの法令に変えることに従事させるために、裁判所

において訓練された1名ないし2名のジェントルマンが、適切な給与で任命されるべきこと、②それらの手続きを監督するための常設委員会を設置すること、を主張している⁶⁶⁾のである。

第3は、今日いうところの「危機管理」の必要性についてである。ギルバートは、祖国の幸福 (Welfare) を心底から願う者の注意——「これらの法案に該当する数十万もの同胞 (Fellow-creatures) の困窮を発見すること、そして救済の努力をすること」⁶⁷⁾——が重要であるとして、全体を総括して次のように述べている。貧民の困窮と、彼らを扶養している者の負担は大きく、そして日々増大しており、これ以上の猶予はできない。長年待ったあげく、ジェントルマンは何も実行しようとせず、公務のトップにいる人達からはどんな計画も提起されないことがわかった。そこで、こうした状況と問題の重要性から、「現在の危機」(present Crisis) に対応することがどうしても必要であり、完璧なものではないこれらの法案を議会に提出する決意をしたのである⁶⁸⁾、と。

ここには、貧民の問題を「国民」(the Public) レベルの課題として把握し、救貧税の増大にもかかわらず貧民の困窮は改善されないという社会的危機をなんとしても解決しようと試みた、ギルバートの危機管理への対応、すなわち国家の支配者としての階級的立脚点をみることができよう。

17) Gilbert, *Plan*, p. 1.

18) 救貧税額の変化については、Nicholls, op. cit., p. 437. を参照。

19) Gilbert, *Plan*, p. 1.

20) *Ibid.*, pp. 1-2.

21) S. & B. Webb, *English Poor Law History*, Part I: *The Old Poor Law*, in *English Local Government* Volume 7, London, 1927, p. 171.

22) Gilbert, *Plan*, p. 3.

23) *Ibid.*, pp. 3-4. ギルバートは、これらの法案が「委員会や会議に出席した多くの尊敬すべきメンバーの助言によって一層改善された」としている。

24) *Ibid.*, p. 4.

25) *Ibid.*, p. 5. なお、ロンドンが除外され、いなかの教区に適用するとされたことについては、1818年のスターヂェス・ボーン(Sturges Bourne) による一般教区会法 (General Vestories Act) に関する以下の指摘を参照。「シチィ・オブ・ロンドンが除外されたのはその市の救貧区の法人化については1647年の勅命 (Commonwealth Ordinance of 1647, Corporation of the Poor of the city of London) によっており、その他、当時、既に地方法によって特別に規定されたものが相当数あった訳である。一説によると [S. & B. Webb, *English Local Government*, *Statutory Authorities*, p. 109.], 1834年の大改正に当たってこの種のものは125団

体あったと言われているのであるが、この時の法律から適用除外となったのは要するに既得権の尊重ということである」（法貴三郎「イギリス教区制度の展開」＜下の二完＞『都市問題研究』第9巻7号、1957年、98ページ）。

- 26) Webb, *English Poor Law History*, Part I, p. 156.
- 27) 1601年エリザベス救貧法の内容については、大沢、前掲書、22ページ以下を参照。
- 28) D. Marshall, *The English Poor in the Eighteenth Century*, 1926, p. 9.
- 29) Gilbert, *Plan*, p. 5.
- 30) *Ibid.*, p. 5.
- 31) *Ibid.*, pp. 5-6.
- 32) 小山、前掲書、117ページ以下。
- 33) 天川潤次郎「18世紀を中心とするワークハウス制度の展開」（矢口孝次郎編『イギリス資本主義の展開』有斐閣、1957年所収）172～174ページ。請負業者の中には「専業」としている者もあるが、自身が製造業者である場合または商人である場合が多かった。また、「18世紀初期には貧民労働より得る利益に重点がおかれていたが、貧民労働の生産性が低く所詮利益を生みえないことがわかると、後期には専ら収容者の食事その他の経費を切詰め、かくてその施設を「恐怖の家」たらしめるに至った」のであり、「特に当該教区外の請負業者、更に他州の請負業者が当たる時は——この場合も多かった——教区の監視と統制の目を逃れて、その待遇は比較にならないほど悪化していった」のである（同上）。
- 34) 「混合労役場」の問題については、ウェッブらの1905年王立委員会少数派報告書が、その第1章で検討している。*The Minority Report of the Poor Law Commission, Part I, The Break-up of the Poor Law*, London, 1909, pp. 3-25.
- 35) ワークハウス（労役場）には、広い意味で、①作業場、職場（workshop）、②失業貧民に仕事を与える救貧法上の施設、即ち「強制労役場」「授産所」（本来の意味の workhouse）、③小犯罪者を収容する「懲治院」「矯正院」（house of correction）、④単なる無能力貧民、不具廃失者、病人を収容看護する「救貧院」（hospital, poor-house）、⑤「慈善院」（alms-house）、⑥「勤労学校」（school of industry）など多様な目的があったとされている（天川、前掲論文、304～305ページ）。また、18世紀の労役場には、1696年のプリストル労役場にはじまる「貧民の有利な雇用」を目的とするものと、それに対して、1722年のナッチブル法（Knatchbull's Act, 9 George I. c. 7）のワークハウス・テストによる「求援抑制」を目的とするものがあったが、実態は同一の労役場が複数の目的のために使用されていた（小山、前掲書、95ページ以下）。
- 36) Gilbert, *Plan*, p. 6.
- 37) *Ibid.*, p. 7.
- 38) 中西洋『日本における「社会政策」・「労働問題」研究』東京大学出版会、1979年、301ページ。
- 39) 「貸出し制」については、梅川、前掲論文(1)、310ページ以下を参照。
- 40) Gilbert, *Plan*, pp. 8-9.
- 41) *Ibid.*, pp. 9-10.

- 42) *Ibid.*, p. 11.
- 43) *Ibid.*, pp. 11-13.
- 44) 定住法については、福井修「イギリス重商主義期における旧救貧法について」（大前朔郎編『労働史研究』啓文社、1983年所収）を参照。
- 45) Gilbert, *Plan*, p. 14. 大前朔郎氏は、ギルバートが定住法を前提にしていたことを重視され、ギルバート法は、「働く意志と能力のある労働者」に対して、教区は責任をもって「これらのものが居住する近く」で、積極的に雇用を保証する義務のあることを規定している」とされている（同著『英国労働政策史序説』有斐閣、1961年、39～40ページ、傍点は筆者）。
- 46) Gilbert, *Plan*, pp. 14-15. なお、ギルバートがここで、条件付きではあるが、貧民の結婚を奨励していることは、マルサスと比べて救貧税引き下げの筋道の点でなかなか興味深い。
- 47) *Ibid.*, p. 15.
- 48) *Ibid.*, p. 17. ギルバートは、1775年にイングランドの39の州の懲治院に収容されている2,717人の「重労働」から、1年間に得られた金額は、わずかに123ポンド19シリング1ペニーであったとしている。
- 49) *Ibid.*, pp. 18-19.
- 50) *Ibid.*, p. 19. 梅川氏は、「この法案はギルバートが“浮浪者”つまり“懲治院”収容対象者について持っていた考えを知るうえでは、きわめて重要」とされているが（梅川、前掲論文②、487ページ）、法案自体については検討されていない。
- 51) Gilbert, *Plan*, p. 20.
- 52) *Ibid.*, p. 21. なお、15世紀の末と16世紀の全体をつうじて、西ヨーロッパ全体でみられた「浮浪にたいする血の立法」の事例については、K. マルクス『資本論』第1巻第24章「いわゆる本源的蓄積」（Karl Marx, *Das Kapital, Kritik der politischen Ökonomie*, Bd. I, Karl Marx-Friedrich Engels Werke, Bd. 23, Dietz Verlag, 1962, S. 762-S. 770. 大月書店版『マルクス・エンゲルス全集』第23巻b, 959ページ以下）を参照。
- 53) ギルバートは、1787年の法案で、いなかの地区での居酒屋の廃止（旅行者用は除外）と都会での設置のきびしい制限を主張している（Courtney, *op. cit.*, p. 1215）。
- 54) Gilbert, *Plan*, p. 22. ウェブ夫妻によれば、1662年法は、その適用を教区に「居住するために来た」（coming in to inhabit）人々に限定しており、「一時的貧民」（casual poor）や「遍歴中の」（on tramp）者またはなんらかの理由で旅行中の者はあてはまらなるとされている（Webb, *op. cit.*, p. 334）。
- 55) 1698年法（9 & 10 William III. c. 14）のことを指すものと思われる。
- 56) Gilbert, *Plan*, p. 23.
- 57) *Ibid.*, p. 23.
- 58) *Ibid.*, p. 24.
- 59) *Ibid.*, p. 24. イギリス近代初期には、社会の最下層の人々が兵士に仕立てあげられていたのであり、「18世紀くらいまでは、囚人、浮浪者、失業者、貧民などが強制的に軍隊へほうりこまれた」のである（浜林正夫「イギリス史の底辺(1)」『歴史評論』第345号、1979年、96ページ）。

- 60) Gilbert, *Plan*, p. 25.
- 61) *Ibid.*, p. 27.
- 62) *Ibid.*, pp. 25-26. 後者の法律に関してもギルバートは、木を伐る権限を有する「終身借地農」(Tenants for Life) が木を植えるよりも伐る傾向が強くなっていることを懸念して、管財人の承諾を得て土地を抵当に入れてその信用で金を借りる権限を議会が彼らに与え、土地を耕やして広げていくことを主張するなど、事業の財源の問題にまで言及している。
- 63) 高柳賢三・末延三次編『英米法辞典』有斐閣、1952年、257ページ。やや時代は下るが、1832年のチャドウィックらによる調査によれば、救貧法の運用について絶対的権限を有する治安判事への非難が集中している（『1834年救貧法報告』）。例えば、「治安判事は、証拠もなく、情報を得る手段もないのに、判決を下さざるを得ないことが多い」、「救貧委員も教区会も、治安判事の介入を予想して、事前に甘い判断をすることが多い」、「治安判事の家は15マイル〔約24km〕離れており、救貧委員は自分の仕事で出頭できないことが多いので、扶助が行われることが多い」等々（伊部英男『新救貧法成立史論』至誠堂、1979年、124～127ページ）。
- 64) Gilbert, *Plan*, p. 27.
- 65) *Ibid.*, p. 28.
- 66) *Ibid.*, p. 28.
- 67) *Ibid.*, pp. 29-30.
- 68) *Ibid.*, p. 30.

Ⅲ ギルバート法案の内実

ハモンド (J. L. Hammond) は、ギルバートがその時代の救貧制度の問題点を正確に指摘したとして、①行政単位としての教区の小規模さ、②混合労役場の実状、②救貧委員が無給である事実、の3点をあげている。⁶⁹⁾ 教区を連合体に結合させることに関しては、前章でみたように、一括請負をなくすために適切な規模でワークハウス体制を確立する必要があることから、ギルバートがまず第1に主張した点であった。そこで、以下では、こうしたギルバートのワークハウス体制の理解を明確にするために、貧民への対策と救貧行政の改革に関するギルバート法案の内容をみることにする。

(1) 貧民の区別と対策

第1. 救貧院へ収容される者

ギルバートは、「この法律の諸規定をより実際的かつ有益なものとするために」と前

置きをした上で、「老齢、病氣ないし虚弱のために窮乏化した者、および自らの労働によって生計費を得ることができない者を除いて、いかなる者も救貧院 (Poor-house) に送られてはならない」(第1法案の第10条、以下では i-X と略記) としており、救貧院に収容する貧民のかかる限定は、ギルバートのプランにおいて第一義的なものであった。

第2. 働く能力と意志がある者

「働く能力と意志はあるのだが雇用を得ることのできない貧民がいる教区、村ないし地域の教会委員及び救貧委員は、申請がありしだい、〔①〕彼もしくは彼女らの居住地 (Residence) の近くの教区、村ないし地域において、彼らの体力と能力 (Strength and Capacity) にふさわしいなんらかの仕事ないし雇用 (Work or Employment) について、査察官の許可を得てかかる貧民の労働 (Labour) に関する契約をする (contract) こと、〔②〕そうした雇用が得られるまで、ならびにそうした仕事の期間のあいだ、かかる者たちの生活を維持すること、もしくはその者たちが適切に維持され、泊められ、扶養されるようにさせること、〔③〕かかる仕事もしくは労働から得られたお金を受けとること、そしてそれをできる限りそうした生活維持 (Maintenance) にあて、もし不足分があればそれを埋合わせること、〔④〕そうして、そのお金がかかる生活維持に支出された額を万一越えるような場合には余剰金 (Surplus) としてあずかること、そしてその後3暦月たってそれを使い尽くすような一層の支出が彼らの貸借勘定に生じなければ、それをかせいだ貧民に与えること」(i-XIII)。

ここで注意する必要があることは、①において、働く能力と意志がある貧民については、教会委員と救貧委員が雇用契約をする、としていることである。すでにみたように、ギルバートは「請負い制」にかわる「貸出し制」を計画していたのであるが、それは貧民の居借地の近くでとされており、さらに男女それぞれの体力と能力にあった仕事を契約するとされているのである。そして、②と③において、貧民の労働から得られる金銭は救貧委員が受けとり生活維持費にまわすとしているのである。これらのことからすれば、ギルバートが考えていた貧民の雇用というのは、労働者としての「自主性」を完全に否定したものであり、救貧委員による貧民の管理の強化に他ならない。それゆえ、ギルバート法のいわゆる院外救済 (Out-door Relief) とは、救貧院の建物の外で貧民を救済するとはいえ、救貧委員による雇用契約と管理強化というように、あくまでも「ワーク⁷⁰⁾ハウス体制」の枠内における雇用と生活の保障であり、いわば「貧民の支配」であった。したがって、「かかる貧民が働くことを拒否したり、与えられた仕事もしくは雇用から

逃げた場合には……かかる犯罪者を懲治院に引渡し、3 暦月以上12 暦月以下の期間重労働に処する」(i-XIII) としているのである。つまり、労役場の外へ貸し出すことで、労役場の内に収容したのと同じように貧民を管理することの方が、多大の支出と運営の困難を伴う「大きなハウス」の計画よりも合理的であったわけである。

第3。怠惰な者、治安を乱す者

「働いて自分自身とその家族を養うことができるのにそうしようしない怠惰な者もしくは治安を乱す者 (idle or disorderly Perssons) はすべて、その所属する教区、村および地域の教会委員と救貧委員によって起訴されるものとする」(i-XII)。

ギルバートは、「怠惰な者もしくは治安を乱す者」としたことに次のような注記を書き加えている。すなわち、「ジョージ2世治世第17年法律第5号においては、この言葉が『怠惰でかつ治安をみだす者』(*Idle and Disorderly Persons*) とされており、それによって犯罪者たちは両方の罪を犯したことが証明されない限り罰せられないとされ、それゆえ多くの者が罰を免れてきたおそれがある。この法案では、両方の種類を含めるために、⁷¹⁾ and の箇所に or という言葉を取り入れた」と。

さらに、救済を申請した者が、働く能力がありながら怠惰もしくは治安を乱す者であって、仕事をしなかったり、求職をしなかったり、稼いだお金を居酒屋で使ってしまった、妻や子供たちを扶養しようとせず、そして欠乏に至らしめていることが明らかになった場合、治安判事が、彼を懲治院に投獄することは適法であるとされた (i-XIX)。

第4。幼児

「年端もいかぬ幼児で、両親が死んだか又は彼らを養うことができない者は、査察官の許可を得て教会委員及び救貧委員により、以下の方法で配置される。すなわち、両親が生存しておりかつ彼らを世話する条件がある場合は、親と一諸に置かれるが、かかる条件がない場合もしくは親が死んでしまった場合には、彼らが奉公に出される年齢か又は農業もしくは商工業の徒弟に出されるのに十分な年齢に達するまでは、彼らの属している教区、村または地域の内もしくは附近の尊敬される人物のもとへ置かれ、かかる場合には、査察官の認可を得、教区役員 (Parish Officers) とかかる人物との間で決められた週手当 (Weekly Allowance) を支払う。……彼らが上記の年齢に達した時には、現行法に従って、所属する教区、村または地域の費用で徒弟に出されるものとする」(i-XI)。

ギルバートは、「週手当」としたことに次のような注記を加えている。すなわち、かかる子供らが引き渡される時に「まとまったお金」(a Sum of Money) を与える場合に

は、彼らを預かった人物の利益になるのは、彼らを餓死させるか他の手段で殺すことであり、こうした里親たちの残酷で野蛮な事例を数多く聞く。かかる貧しい子供を引き渡したら義務が終わるのではない。査察官は、親方の選択を注意深くするとともに、親方が近くに住んでいる場合は自身の目で、もし遠くに住んでいる場合は他の適切な人物によって、十分に視察を行なう必要がある、としている。⁷²⁾

第5。一時的貧民

ギルバートは、「一時的貧民」(Casual Poor) に関して、「教区役員が、自分の教区に負担をもち込むのを恐れて、病気および虚弱でおしひしがれ苦しんでいる貧しい者を、なんら救済を与えることなく街頭に横たえておくような罪を犯しつづける、というむごたらしさを避けるため」と注記して、以下のように規定している。すなわち、「定住区を離れた (travelling out) 貧民は、重い病気に見舞われても生計の手段がなく、適切な援助や救済の欠如から、ひどい辛苦にさらされることがしばしば生じているので、その対策として……かかる貧民を、その近くに住む教会委員もしくは救貧委員のハウスに運び、安心して移動できるようになるまで受け入れ、適当な食物（および必要な場合には衣服）を提供することを命ず」(i-XX)。

第6。浮浪者、流れ者、乞食

ギルバートによれば、「浮浪者、流れ者、および他の怠惰でかつ治安を乱す者、そして一般の乞食のほとんどが、逮捕されることなく、その多くはイングランド各地の街路を横行している」、また、「怠惰な者もしくは治安を乱す者の多くは、自らが従事していた雇用や職業から不法に離れ、浮浪禁止法 (Acts of Vagrancy) を犯して、前記の法律 [ジョージ2世治世第17年法律第5号] の趣意内⁷⁴⁾で、浮浪者、流れ者になっている」、さらに、「名うての違反者 (notorious Offenders) の多くは、しばしば判事の手から逃げうせ、人々にお金を乞い求め強要しながら、王国の各地に身をかくし、浮浪禁止法を犯しながら前記の法律の趣旨および解釈の範囲内で、浮浪者や流れ者になっている」(iii-前文) と。このような現状に対して、ギルバートは、治安判事が「特別巡査」(Special Constables) を指命し、令状を発行して、上述の者の発見ならびに逮捕を強力に推し進め、監獄 (Cages) や留置場 (Lock-up Houses) を設けることを主張している (iii-III)。

（2）救貧行政の改革

「読者へ」の検討ですでにみたように、救貧行政の改革に関するギルバートの構想に

は、労役場を解体して救貧院や懲治院を整備するといった施設にかかわる面と、貧民保護官や査察官といった行政機構の担い手にかかわる面と、大きく2つの内容が含まれていた。そして、いずれにおいても、法の整備と厳格な実施を追求することで、より合理的に救貧行政を管理しようとするものであった。なかでも、単に法律を制定するだけにとどまらず、その担い手を有給の専門職として養成することに注意を払っている点や、責任を果たさない者に対する罰則規定をもうけている点などが、とりわけ注目されるのである。

第1。懲治院

ギルバートによれば、多くのカウンティにおいて「懲治院」(Houses of Correction)の数が不足し、建物は欠陥を持っており、部屋の設備も悪く、また院内の秩序は乱れており、改心のためにそこへ送られた者が一層自堕落になっている。そこで、四季裁判所が、懲治院を視察する判事を任命し、犯罪や男女別の部屋を用意させ、家具等を備え付けさせること。拘留中の者の一覧表を作成させ、重労働のための材料を提供し、また看守(Keeper)を雇うとともに、囚人になんらかの仕事を教えるために臨時のアシスタントを任命すること。懲治院の費用は、州税(County Rates)として徴収されること。重労働に処せられていない囚人も、適当な労働に従事させるべきであり、そして彼らの得た正味の金額の半分は支払われるべきであること。懲治院の管理者もしくは看守は、ワイン、ビール等売ってはならないこと。彼らの給与の一部は、囚人がかせいだお金から支払われること。ますます堕落した者は、独房で懲治されること。祈りをささげるために牧師が任命されてもよいこと、としている(ii-I~XI)。

第2。診療所

救貧院に送られたどんな人物も、重病もしくは慢性の病気で苦しんでおり、治療のために長い期間と内科医もしくは外科医の特別な援助を必要とする場合には、当該救貧院の設置されている州、区、管区、市もしくは村の「診療所」(Infirmary)へ送られ、貧民が所属する教区の費用負担で世話されるものとする。こうした施設がない場合には、近隣の診療所へ送られるものとする、としている(i-XVIII)。

第3。貧民保護官と収入役

ギルバートは、新たな役職として「貧民保護官」(Guardian of the Poor)をもうけるとしている。貧民保護官は、教区会(Vestory Meeting)において指名され、治安判事によって任命されるもので、教会委員(Charchwardens)と救貧委員(Overseers of the Poor)

に与えられているすべての権限および権力を持つとされている。1年間の見習い期間の後に、2名の治安判事が認め、教区員によって望まれ、本人が同意するならば、再任は妨げられない。また、給与が救貧税のなかから支払われるものとする。正当な理由なしに、貧民保護官の職に就くことを断わる者からは、5ポンドの金額を没収する。かかる保護官が任命された場合、教会委員および救貧委員は、口出しや干渉をしてはならない。教会委員および救貧委員は、救貧税の課税と徴収を行なうものとし、1名が「収入役」(Treasurer) に指名されてお金の管理にあたること、そして月例会議において報告書の監査を受けること、としている (i-XXV)。

第4. 査察官

ギルバートは、毎年、ミカエル祭(9月29日)の四季裁判所において、当該の州、区、管区、市もしくは地域のための職務を執る1人の治安判事が、救貧院の「査察官」(Visitor) に任命されるとしている。査察官は、すべての救貧院を訪問し、視察し、監督すると同時に、紛争などを調停し、条例や規則等の実施に努める。救貧院の管理者 (Governor) は、かかる査察官からの訓令に従うことを要求される。査察官に任命された治安判事は、教区の職務のすべてから解放され、陪審員となることも免除される⁷⁵⁾ (i-VIII)。また、同様に治安判事は、懲治院の査察官 (Visitor of the House of Correction) として任命される、としている (ii-X)。

第5. 会計報告

ギルバートは、すべての救貧院の管理者が、月例会議における教会委員と救貧委員の指示の下で、貧民を維持するために適切に必要な食糧を供給し、それについて記帳するものと規定している。そして、前月の報告書を審理し検査するために、教会委員と救貧委員の会議が、毎月第1月曜日の午前10時に催されるべきとしている (i-VI)。さらに、各救貧院における処置の「年次報告書」(An annual Account) が四季裁判所へ提出されるべきこと、としている (i-XVII)。

以上要するに、救貧院の科学的管理の試みであったということができよう。

69) J. L. Hammond, in *Encyclopaedia of the Social Sciences*, 1951, Macmillan, p. 661.

70) ギルバートは、週単位の救済 (Weekly Relief) を受けている者はすべて、品行が方正であることの証拠として、「ウィリアム3世の治世第8および9年に制定された法律 [1697年法] により指示されたバッヂを着用するものとする」(i-XIX) としている。

71) ちなみに、制定法 (22 George III. c. 83.) の対応条項 (XXXI) も、idle or disorderly

persons となっている (*Statutes at Large*, Vol. 34, p. 169)。

72) Gilbert, *Plan*, pp. 49-50.

73) *Ibid.*, p. 64.

74) ジョージ2世治世第17年の法律 (17 Geo. II. c. 5) のタイトルは, An Act to amend, and make more effectual, the Laws relating to Rogues, Vagabonds, and other idle and disorderly Persons, and to Houses of Correction. であった。ギルバートは, これを第2法案(懲治院), 第3法案(浮浪者)に分離して, 懲治院についての第2法案を“かなめ”におく構想をたてたのである。

75) ギルバートは, もしも治安判事がみんな査察官になったならば, 査察官の仕事に精を出すことをしないでであろうとしており, また, 救貧院の近くに住んでいる者で適切な人物がいれば, 他の事で十分働いている判事が任ぜられるよりは 適当かもしれないと 注記している (Gilbert, *Plan*, p. 45)。

Ⅳ む す び

ギルバート法をめぐるこれまでのわが国の研究史においては, 1834年の救貧法改正をもたらしたスピーナムランド制の成立とかかわって, 「1782年のギルバート法は労働可能貧民への院外救助を認め低所得就業者への賃銀補助を押し進めることになった」と⁷⁶⁾とされるように, ギルバート法=スピーナムランド制として, 両者は延長線上にあるものと理解されてきた。⁷⁷⁾そして, 18世紀末の救貧法の性格について, 「ギルバート法からスピーナムランド制度にいたる救貧法の“人道主義化”⁷⁸⁾」として評価され, また, 「1782年に⁷⁹⁾いたり, 181年も続いた救貧法からのいちじるしい逸脱が生じた」とも言われるように, 1601年エリザベス法と, ギルバート法の「温情的性格」との違いが強調されてきたのである。そうして, ギルバート法=スピーナムランド制にみられるこうした救貧政策の転換の主体をめぐる⁸⁰⁾て, 「地主階級のインタレストのための労働力の農村への定着化を確保するためのもの」とする説と, 「非農業的利害, すなわち工業資本の立場から失業能力貧民を健全な労働主体として, 言いかえれば産業予備軍として維持・再生産していこうとする傾向」⁸¹⁾のあらわれとする説との対立のうちに研究が進められてきたわけである。⁸²⁾

そこで, 本稿におけるギルバートの救貧法改革プランの検討から明らかになったことを以下に整理しておこう。

第1. ギルバートが「労役場」の改革にあたって重視したことは, 貧民の分類にもとづく院内救済の限定であった。すなわち, 働く能力と意志のある貧民については, 費用

負担の点で合理的でないために施設収容はせず、近隣へ貸し出して強制的に仕事に就けて管理すべきである、というものであった。それゆえ、貧民を院外へ出すものではあるが、救貧委員による管理下に置くものであり、いわば「ワークハウス体制内」における貧民の支配は貫徹していたのである（在宅保護の場合も、週ごとに手当てを与えて査察官による管理を強化する点で同様）。そして、かかる「ワークハウス体制」にふさわしい適正な規模の「救貧院」（働く能力のない者のみを収容）を設置して管理するために教区を連合させることができるとしたのであった。

第2。ギルバートは、貸し出された貧民の雇用から得られたお金を救貧委員の手によって受けとり、貧民の生活維持のために管理運用することによって、請負い業者のもとに置かれた貧民の悲惨な状態を改善することを目的としていた。それゆえ、貸し出された貧民は、救貧委員の支配下におかれる存在であった⁸⁴⁾。したがって、ギルバート法はスピーナムランド制における賃金扶助による最低生活保障原理とは全く異なる意図にもとづいていた、といわなければならない。

第3。ギルバートの救貧法改革プランは、単に救貧税を減少させるためという目的にとどまらず、貧民を勤勉にするためには何よりも仕事に就けることが肝要であるという信念から、道路整備などの「公共事業」によって積極的に雇用を拡大する内容を含んだ計画であった⁸⁶⁾。また、貧民の子供に与える影響をもかんがみて、結局のところ国家のために有益な仕事に就けることで「労働と勤勉」を推進することが、長期的には救貧税を引き下げることになると考えていたのである。

第4。したがって、ギルバートが計画の“かなめ”にすえたのが「懲治院」に関する法案であり、これの厳格な適用によって、働く能力がありながら働く意志をもたない者に対しては、犯罪人として重労働で処罰すべきだとしたのであった。すなわち、ギルバートは、「労役場」を解体して、「貸出し制」による強制労働と「懲治院」の重労働によって、労働する意志の陶冶を計画したといえることができる。

第5。そして、救貧院や懲治院の管理について、貧民や囚人を厳密に分類して収容するとしたこと、管理者や看守への監督を強化して適正かつ厳格な運営を行わせるようにしたこと、さらに、記帳にもとづいて会計報告をさせ監査を行うよう規定したことなど、施設の合理的かつ科学的な運営を求める改革案を示したのである。⁸⁷⁾

第6。ギルバートは、法律の弛緩を正し制度の改革を行なおうとしたのにとどまらず、その担い手と財源の問題にも注目していた。たとえば、貧民保護官を有給の専門職

として新たにもうけたり、治安判事の1名を専門の査察官として専念させ権限を強化したり、また、収入役を決めさせるなど、分業にもとづいて合理的な運営を行おうとしていたのである。そして、慈善を効果的に運用することや、さらに、法を簡明なものにするための努力なども規定している。

以上のことから、18世紀末の激動のなかで社会問題化した貧民の失業問題に直面したギルバートが、彼の「ワークハウス体制」によって働く能力と意志のある貧民を国家に有益なかたちで強制的に仕事につけることを計画し、そしてそのために必要不可欠の“かなめ”として懲治院の厳格な運営による働く意志の陶冶を求めたことが明らかになった。そうだとすれば、ギルバート法＝スピーナムランド制とする評価や、ギルバート法について「ワークハウスによる貧民の求援抑制も“有利な雇用”も、ともに放棄した⁸⁸⁾」とする評価は、再考される必要がある。ギルバートは、3つの法案による救貧法改革プラン（「ワークハウス体制」）において、文字通り「危機管理」という必要から、貧民の合理的支配を科学的な管理によって行った、ということができよう。したがって、救貧法（スピーナムランド制による院外救済）の廃止を唱道したマルサスの処方箋が、ギルバートのプランとかなり似たものであったことも肯首しうるのである。⁸⁹⁾

産業革命期、言い換えれば本源の蓄積の最終局面における救貧法であるギルバート法を検討するためには、それぞれの教区における救貧行政や財政の実態と重ねあわせた分析が必要である。そのためには、土地所有のあり方、北部工業地域と南部農業地域のちがいが、労働力移動の実態、アイルランドからの移民労働者の問題、⁹¹⁾社会史や地域史研究の進展などがふまえられなければならない。本稿は、そのための前提になる作業の一部であった。⁹²⁾そして、産業革命の本格的展開とナポレオン戦争の終了によって失業貧民の数が一層増大するなかで救貧税負担は支配階級の脅威となり、また「働く貧民」の労働者への陶冶と階級的結集が進むなかで、ロバート・オーエンによる新たな改革案が示されたのである。⁹³⁾これらの検討については、今後の課題としたい。

76) 森建資「イギリス産業革命期における農業労働力の存在形態」『土地制度史学』第62号、1974年1月）、10ページ。

77) 例えば、武居良明氏は、「ギルバート＝スピーナムランド制」とされている（同稿「イギリス産業革命と救貧行政」『社会経済史学』第36巻4号、1970年）。なお、ギルバート法とスピーナムランド制の相違を明確に強調したのは、カール・ポランニーであった。すなわち、ギルバート法は、「そのシステムに欠陥があるにもかかわらず、〔行政単位拡大と救済さるべき貧民範疇の区分という——筆者〕正しい方向への試みを代表したのであり、院外救済と賃

金扶助は積極的な社会立法のたんなる補完物にとどまる限り、合理的解決にとって必ずしも致命的なものとはならなかった」が、この改革を停止させたスピーナムランド制は、「院外救済と賃金扶助を普遍的なものにすることによって、ギルバート法の路線を踏襲するもの（誤ってそう主張されている）ではなく、その傾向を完全に逆転させるもの」であると。そして、「苦心のすえ行なわれた労役所と救貧院との区別は無意味なものになった」、「貧民を区分していく過程とは逆のことが始まった」と述べていた(K. Polany, *The Great Transformation—The Political and Economic Origins of Our Time*—, Beacon Press, 1957. 吉沢英成他訳『大転換』東洋経済新報社, 1975年, 128～129ページ)。

- 78) 小山, 前掲書, 158ページ。
- 79) 榎原朗『イギリス社会保障の史的分析Ⅰ』法律文化社, 1973年, 80ページ。
- 80) 大前, 前掲書, 43ページ。
- 81) 山之内靖『イギリス産業革命の史的分析』青木書店, 1966年, 321ページ。
- 82) こうした系譜の研究として、救貧行政転換のイニシアティブは地主ではなく農業資本にあるとする説(森, 前掲論文, 14ページ)、産業革命＝農業革命の推進主体＜工場主、地主・借地農民＞と自らの存立基盤を奪われていく諸階層＜前貸人・小生産者、貧困農民＞の対立であったとする説(武居, 前掲論文, 22ページ)などがある。他方で、救貧法の「国家論」にとつての意義を強調される中西洋氏は、救貧法の理念的解明は「政策対象の“人格”的成熟度の変化とその追認に求められるべき」とし、救貧法の究明は「資本主義社会の肉体＝資本主義国家機構の生成・確立のプロセスを明らかにする」という視角から研究史をサーベイされている(中西, 前掲書, 281ページ以下。なお、中西氏の学説の意味については、向井喜典・上掛利博「労資関係研究と国家論」『季刊労働法』第119号, 1981年春, を参照)。また、スピーナムランド制は大きな影響をもたなかったとする Mark Blaug (1963) 以降のイギリスの研究動向については、原剛「新救貧法をめぐる英国における最近の研究」(『社会経済史学』第42巻2号, 1976年)を参照のこと。
- 83) ギルバートが構想した“THE POOR-HOUSE FOR RELIEF AND INDUSTRY”「救済と勤勉のための救貧院」(Gilbert, *Plan*, p. 41)というのは、まさしくこうした「ワークハウス体制」をさしているのである。
- 84) 梅川氏が明らかにされたように、ギルバート法が賃金補助政策を打ち出したとするわが国の研究に伝統的な理解は、ウェッブ夫妻の「解釈」を踏襲したものであった(梅川, 前掲論文(1), 281～284ページ)。
- 85) 中西氏は、スピーナムランド制が、経済的・政治的危機の高まりに対応する緊急の労働政策(「臨時的なあるいは応急のバイアス」)であったことを強調された(中西, 前掲書, 309ページ)。
- 86) アメリカ独立戦争の終結が予測されるなかでの立法であったことを想起されたい。大量の兵士が職もなく巷にあふれようとしていた。
- 87) この点について片岡昇氏は、産業革命の進展のなかで、「科学的原理に基づく立法上の改革」が要求され始めたことを指摘されていた(同稿「英国初期救貧法の歴史と性格」『労働問題研究』47号, 1950年に初出, 後に同著『英国労働法理論史』有斐閣, 1956年に所収,

354ページ）。

- 88) 大沢真理「“自由主義”的社会福祉の理念に関する基礎研究」（岡田与好編『19世紀の諸改革』木鐸社、1979年所収）、26ページ。
- 89) マルサスは、下層社会の貧乏をなくす方策として、①現行救貧教会区法を全廃して仕事のある所へ移って行けるようにすること、②未耕地を開墾する者には奨励金を与えること、③極度に貧困におちいっている者に対しては、州救貧院（カウンティ・ワークハウス）を建て、全王国に賦課せられる租税によってそれを支え、国民なら誰でも自由にそこには入れるが、食べものは貧しくし、仕事のできる者には仕事をさせること、をあげている（Malthus, op. cit., pp. 95-98. 高野・大内訳、72～73ページ）。
- 90) 大前朔郎氏は、貧民（Poor）は支配者を除くひとびとが広くそう呼ばれていたわけだから、「救貧法」（Poor Law）は被救済民のみの法と考えるよりも「働く貧民」を規制する法の体系として解すべきとして、賃金規制立法をも含めて考察されている（大前、前掲書、32ページ）。
- 91) 例えば、藤本武『資本主義と労働者階級』法律文化社、1985年、の第1章「産業革命と貧困」、および時代はやや下るが、本多三郎「19世紀中葉イギリスにおけるアイルランド人貧民問題(1), (2完)」(『大阪経大論集』第141号, 1981年5月, 第145・146号, 1982年3月)などを参照。
- 92) 例えば、Mark Neuman, *The Speenhamland County—Poverty and the Poor Laws in Berkshire 1782～1834—*, Garland Publishing, 1982, イングランド北部ヨークシャーの工業地帯、ウェスト・ライディング地方のメスリ教区（Methley）を分析した安元稔『イギリスの人口と経済発展』ミネルヴァ書房、1982年、および G. Salgado, *The Elizabethan Underworld*, 1977. (松村越訳『エリザベス朝の裏社会』刀水書房、1985年), P. Laslett, *The World We have lost: further explored*, 1983. (川北稔他訳『われら失ひし世界』三嶺書房、1986年) など。
- 93) Robert Owen, *Report to the Committee of the Association for the Relief of the Manufacturing and Labouring Poor, referred to the Committee of the House of Commons on the Poor Laws*, 1817. (都築忠七訳「製造し労働する貧民救済協会調査委員会への報告——下院救貧法委員会付託」, 都築編『イギリス初期社会主義——オーエンとチャーターイズム』平凡社、1975年所収)。

〔付記〕 本稿で紹介したギルバートの著作は、大前朔郎関西学院大学教授の御好意により利用させていただくことができたものである。